

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 7 回相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理審議会				
事務局 (担当課)		麻溝台・新磯野地区整備事務所 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 5 4 (直通)				
開催日時		令和元年 9 月 1 9 日 (木) 午後 3 時 1 5 分 ~ 午後 4 時 5 0 分				
開催場所		相模原市役所 本館 2 階 第 1 特別会議室				
出席者	委員	8 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	7 人 (まちづくり事業部長、麻溝台・新磯野地区整備事務所長、 外 5 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	4 人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由						
会議次第		1 議題 (1) 地中障害物等の取扱方針の一部改正について (諮問) (2) 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の 状況について 2 その他				

審 議 経 過

第17回会議が開催された。

主な内容は次のとおり。

(は委員の発言、 は会長の発言、 委員(学識経験者)の発言
は事務局の発言)

1 議題

(1) 地中障害物等の取扱方針の一部改正について(諮問)

事務局より地中障害物等の取扱方針の一部改正について説明を行った。

○現在、事業を検証中であり、現行基準等も検証の対象であるため、検証終了後に必要であれば改正を行うと考えていた。この時期に改正を諮問されたことに戸惑いを感じる。今回の改正は、事業の検証が行われている最中でも早急に行うべきものなのか。

検証中ではあるが、既に発出されている地中障害物を検証結果が出てから処理しようとは考えていない。大量に発出している状況を踏まえると、早期に地中障害物を処理する必要があると考えており、地中障害物の処理に向け、市として処理計画を策定するにあたり、現在の取扱方針と不整合が出ていることから今回の改正が必要となる。

○地中障害物が発出した場所や量は把握しているのか。

地中障害物が発出した場所や仮置きしている場所については把握している。

○分別されたものはどこに置いてあるのか。

地中から掘り上げた状態の廃棄物混じり土で仮置きしており、現段階では分別は行われていない。

○事業が立ち止まった原因となっている地中障害物に関する方針の改正を諮問されているが、検証の結果がある程度見通しが出ないと審議会として意見を言える状況ではないのではないか。早急に改正が必要であるのならば、審議会が開催される前に資料を送付し、考える時間をもらえないと判断ができない。

地中障害物の処理を効率的に行うために処理計画の策定が必要であり、検証結果が出てからではなく、一刻も早く地中障害物の処理を

進めるに当たっての改正である。また、処理計画を包括委託事業者ではなく市が主体となって策定し、概算費用を積算しながら地中障害物の処理を進めていきたいと考えている。

今回の改正は時期尚早ではないか。改正をしなければ市が主体となって処理計画を策定することはできないのか。

現在の取扱方針と不整合が出てきてしまうため、取扱方針の改正が必要となり、処理計画の策定には半年以上の時間を要することから、今回の審議会で諮問させていただいた。検証結果を待って改正したらでいいのではないかという意見もあるが、既に大量の地中障害物が発出されており、事業の再開に際して、速やかに地中障害物の処理を行いたいと考えている。

民間事業者包括委託の契約業務に処理計画の策定は含まれていないのか。

含まれていない。

現在の取扱方針に誤りがあったということではないのか。

○現在の取扱方針に誤りがあるのであれば、どこに誤りがあるのかを説明する必要があるのではないか。我々にも審議会委員としての責任があるため、説明がされないまま諮問に対する意見はできない。

民間事業者包括委託の契約業務に地中障害物の処理に関する事、処理計画の策定に関する事、概算処理費用の策定に関する事は含まれていない。当初、地中障害物が発出した場合には、包括委託事業者に地中障害物の処理等に関する委託をすることを想定していた。

○地中障害物の処理等の契約を締結していないことが事業の立ち止まりという事態を招いたのではないか。

昨年度に大量の地中障害物が発出され、処理費用が多額となるため、包括委託事業者と契約を締結することに疑義が生じた。

○今回の改正は賛成である。包括委託事業者に丸投げ状態ではなく、市で行う必要があるものは市がやるべきである。

○資料を初めて提示されたことや本日欠席の委員もいることから、今回は継続審議としたほうがいいのではないか。その上で、資料を確認し、審議会委員が内容を理解した後、近いうちに再度審議会を開催すべきである。

民間事業者包括委託の契約内容について審議会委員が理解しないと審議することは難しいのではないかと感じる。

審議会委員の意見を踏まえ、継続審議とすることによろしいか。
○異議なし

継続審議となった案件については、いつ審議会を開催する予定か。
10月の上旬には開催したいと考えている。

(2) 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の状況について
事務局より麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の状況に
ついて説明を行った。

麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の状況に関する意見等
はなかった。

2 その他
なし

閉 会
全ての審議が終了し、閉会した。

以 上

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会規則第10条第2項の規定により、ここに署名する。

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会

土地区画整理審議会 委員名簿

	氏 名	区 分	備 考	出欠席
1	田所 昇司	会長 土地所有者		出席
2	座間 英博	副会長（職務代理） 土地所有者		出席
3	野口 比壽	副会長 土地所有者		出席
4	勝間田 実三	副会長 土地所有者	(株)栄光メディコ	欠席
5	横田 廣司	土地所有者		出席
6	先崎 武	土地所有者		出席
7	古橋 裕一	土地所有者	相陽建設(株) 代表取締役	欠席
8	村田 稔	借地権者	出光興産(株)	出席
9	駒形 正三	学識経験者 (土地区画整理士)	街づくりサポート(株) 代表取締役	出席
10	若林 浩之	学識経験者	(株)横浜銀行 相模原駅前支店長	出席